大阪府難病児者支援対策会議 設置要綱

(目 的)

第1条 府内の難病患者や慢性疾患児童(以下、「難病患者等」という。)の安定的な療養生活実現のために、難病等に係る各分野の専門家との意見交換等を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有することで難病及び慢性疾患児童対策の維持・向上を図るため大阪府難病児者支援対策会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 会議は、次の事項について意見交換を行う。
 - (1) 難病患者等に係る地域での課題に関すること。
- (2) 難病患者等に係る地域での支援体制の構築に関すること。
- (3) 難病患者等に係る教育・雇用等に関すること。
- (4) その他、会議の目的達成のために必要な事項。

(組 織)

- 第3条 会議の委員は、20人以内で構成する。
- 2 会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会議の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。また、委員の欠員が生じた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員に支障があるときは、代理人が出席することができる。
- 5 必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議の効果的な目的遂行のために、必要に応じ部会を設置することができる。

(謝礼金等)

- 第4条 会議の出席への謝礼金の歳出科目は、報償費とする。
- 2 会議の出席者の謝礼金額は、別途定めるものとする。
- 3 前項の謝礼金は、出席者の出席に応じて、その都度支給する。
- 4 出席者のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

- 第5条 出席者の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(守秘義務)

第6条 会議の出席者は、会議及びその他の活動を通じて知り得た個人情報は、これを他に漏ら してはならない。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は大阪府健康医療部保健医療室地域保健課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年5月21日から施行する。